

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 安全で活力ある漁村づくり

【目標】① 水産業・漁村の多面的 機能(注3)の発揮

(ア) 漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量

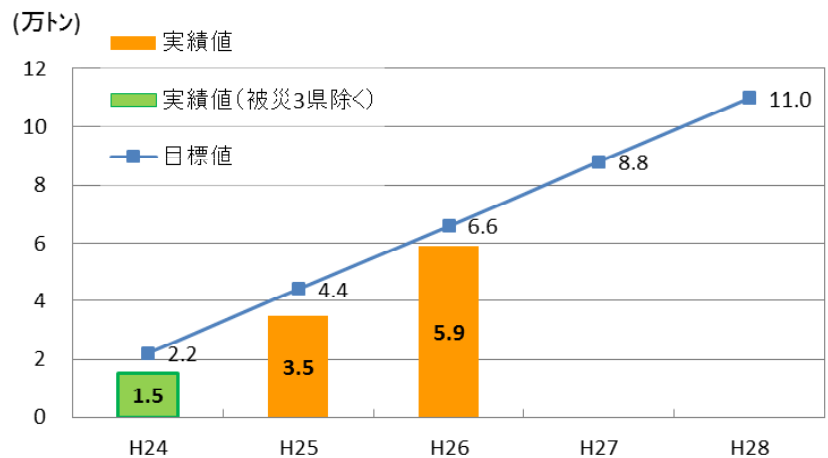
【測定指標の選定理由】

水産業・漁村が水産物供給・多面的機能を適切に発揮していくためには、我が国周辺水域における水産資源の生産力を向上させる必要があることから、「漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供」を目標として設定し、その量を指標とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

水産基本計画(平成23年度)における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、水産基本計画における平成21年度から34年度の増産目標81万トン(魚介類75万トン、藻類6万トン)のうち、漁場整備により1/3程度(自給率目標積算時に、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ算定したもの)の増産が見込まれる。このことから、漁港漁場整備長期計画(平成24年度)(注1)においては、28年度を目処に、概ね11.0万トン(81万トンのうち、漁場整備が分担する1/3について、24年度から28年度までの5年間で算定したもの)の水産物を新たに提供することを達成目標として設定した。

漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量



(水産庁作成)

※1 27年度の実績値は、28年7月に把握が困難なことから、26年度実績値を用いて評価を行う。

※2 24年度の実績値は、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を除いたデータ。達成度合の評価は被災3県を除いた結果と年度ごとの目標値で行っている。

【把握の方法】

当該年度に整備した再生漁場及び新規漁場において漁獲される水産物の増産量を、翌年度に各都道府県が行う現地調査を通じて実績値を把握。

【達成度合の判定方法】

達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%)

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

(イ) 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率

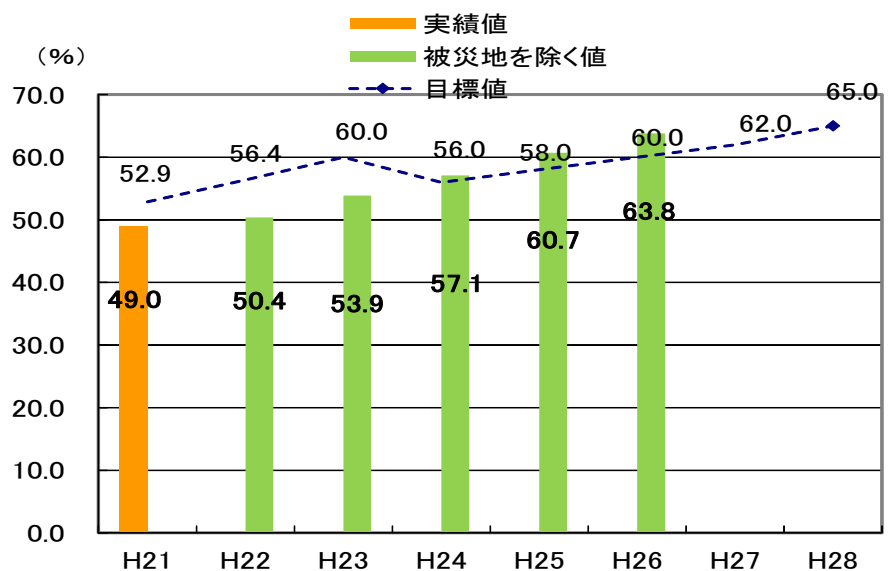
【測定指標の選定理由】

水産業・漁村が水産物供給・多面的機能を適切に発揮していくためには、水産業の健全な発展の基盤であり、漁業就労者等の生活の場である漁村において、大規模地震や津波の襲来等に備えた防災力の強化による安全性の確保と、その活力を維持・増大させていくための生活環境の改善を一層推進していくことが重要であることから、「漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上」を目標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

漁村の総合的な振興の観点から、生活環境の向上を図るため、「漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の人口比率」(汚水処理施設の整備に関する都道府県の構想における漁業集落排水施設の整備対象人口に対して同施設を利用できる人口の割合)を、漁港漁場整備長期計画(平成24～28年度)に基づき、49%(平成21年度)から、平成28年度を目処に、概ね65%に向上させることを目標とすることとしている。

漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率



(水産庁作成)

※ 27年度の実績値は、28年7月に把握が困難なことから、26年度実績値を用いて評価を行う。

【把握の方法】

都道府県及び市町村を通じて実績値を把握。

【達成度合の判定方法】

達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%)

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

【目標②】

漁業地域の防災機能
・減災対策の強化

- (ア) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)
- (イ) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
- (ウ) 海岸堤防等の老朽化調査実施率

【測定指標の選定理由】

新たな社会資本整備重点計画(平成 24 年8月 31 日閣議決定。以下「重点計画」という。)(注2)では、平成 24 年度から 28 年度の計画期間において、戦略的・重点的に実施すべき事業・施策を明らかにするため、「選択と集中」の基準を示し、これを基に重点目標と実施すべき事業・施策が整理されたところ。

重点計画の重点目標に係る指標のうち、海岸分野では、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある背後地の重要な保全対象(農村振興局所管は農地等)の防護を図るものとして、「東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率」及び「東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として設定するとともに、社会資本の適確な維持管理・更新に資するための実態把握として、「海岸堤防等の老朽化調査実施率」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

各年度においては、目標を達成するため、指標の対象地域に含まれる東日本大震災被災県の復旧計画等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととした。

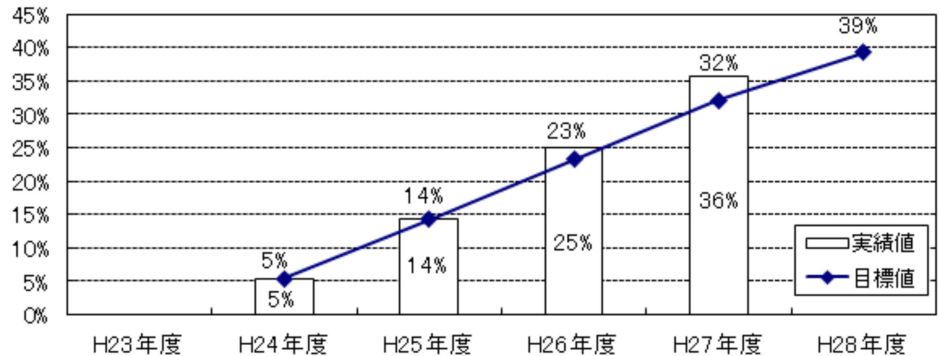
[%]

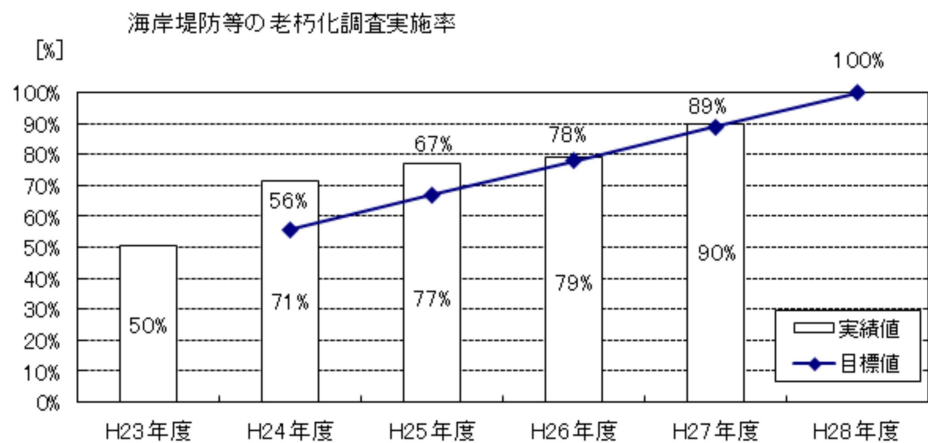
東海、東南海、南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高の整備と耐震化)



[%]

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率





(水産庁作成)

【把握の方法】

社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握

【達成度合の判定方法】

達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

(エ)産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された水産物の流通拠点となる漁港の割合

(オ)防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率

【測定指標の選定理由】

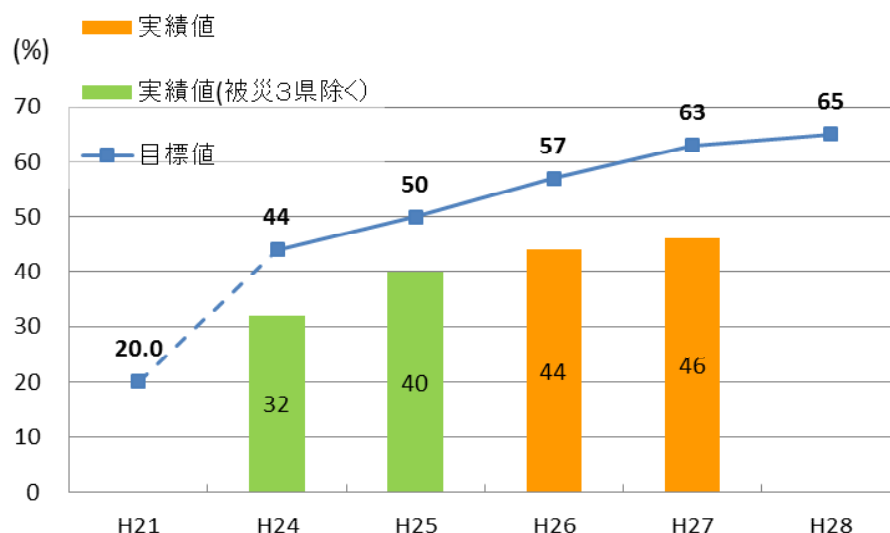
災害に強く安全な地域づくりのためには、避難対策や水産業関連事業の継続または早期再開のための対策とともに、外郭・係留施設の構造強化、避難施設等の整備を推進する必要があることから、「産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合」、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率」を指標としている。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

目標値のうち、「産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合」については、事業実施主体からの実施要望を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港(注5)において、産地市場前面の陸揚げ用岸壁の構造強化を重点的に取り組むことにより、耐震化された漁港の割合を、20%(平成21年度)から、28年度を目処に、概ね65%に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値は、28年度の目標値(概ね65%)を達成するため、事業進捗見込みから設定した。

「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率」については、事業実施主体からの実施要望や防災・減災対策の緊急性を考慮し、地震防災対策強化地域等に立地する漁村において、避難地となる緑地・広場施設等の整備により、防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率を、44%(平成21年度)から、28年度を目処に、概ね80%に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値は、28年度の目標値(概ね80%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。

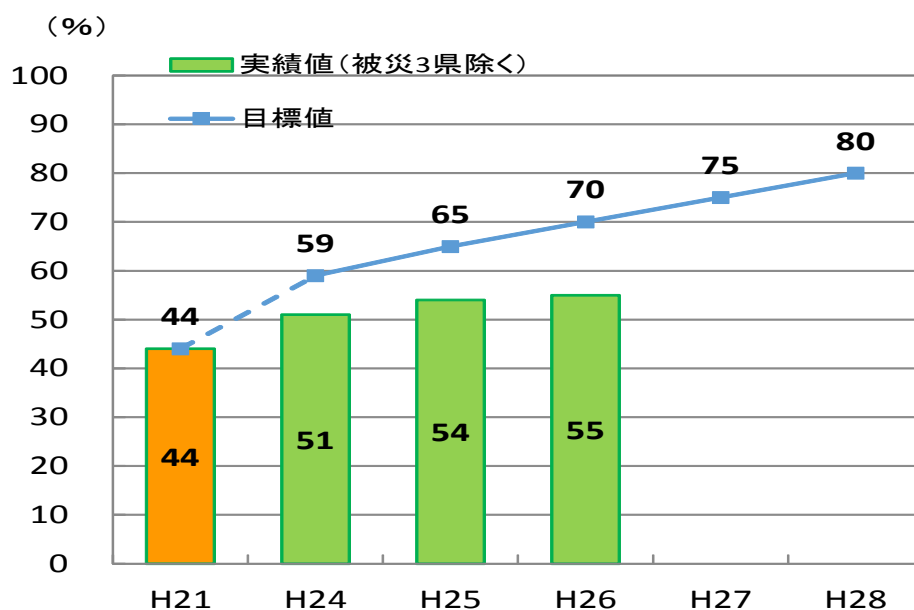
産地市場前面の陸揚げ岸壁が耐震化された漁港の割合



(水産庁作成)

※1 24年度及び25年度実績値に被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)は含まれない。

防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率



(水産庁作成)

※1 27年度の実績値は、28年7月に把握が困難なことから、26年度実績値を用いて評価を行う。

※2 24から26年度の実績値は、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を除いたデータ。達成度合の評価は被災3県を除いた結果と年度ごとの目標値で行っている。

【把握の方法】

都道府県及び市町村を通じて実績値を把握

【達成度合の判定方法】

達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%)

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)水産物の消費拡大と安全な水産物の安全供給

目標①
水産物の付加価値の向上、販路拡大及び適切な需給バランスの確保と消費拡大

(ア)魚介類(食用)の消費量

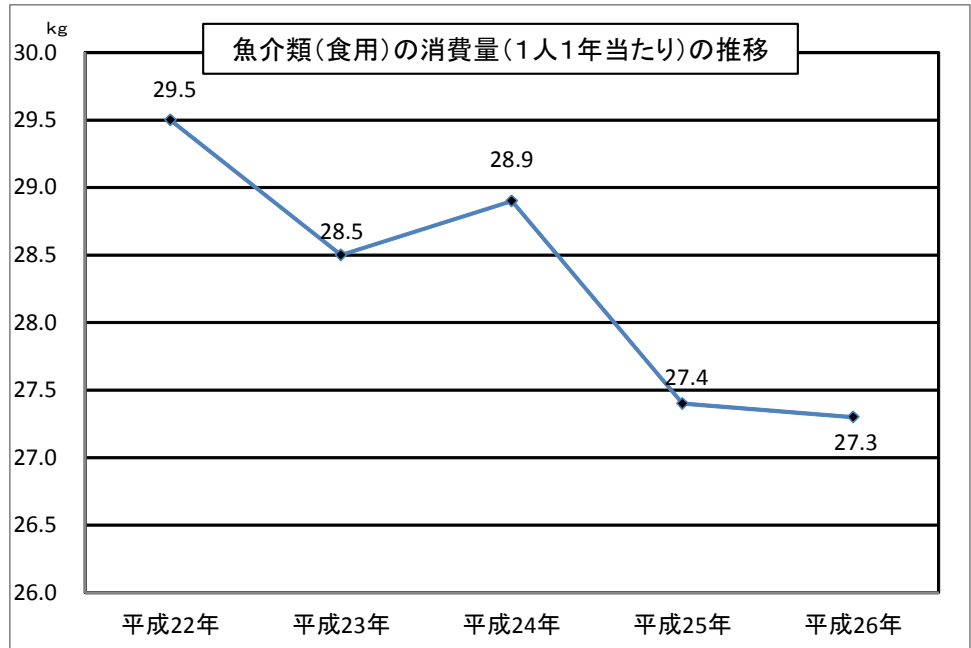
【測定指標の選定理由】

水産物の付加価値の向上、販路の拡大及び適切な需給バランスの確保等を通じて水産物の消費拡大を図るため、魚介類(食用)の消費量を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

水産基本計画において、平成 34 年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量を平成 22 年度水準の 29.5kg まで引き上げる目標を掲げており、その早期実現を目指し、年度ごとの目標値に「29.5kg/人年」を設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、前年度の目標値を用いて行う。



(水産庁作成)

※ 平成 27 年度の実績値は、28 年7月に把握が困難なことから、26 年度概算値を用いて評価を行う。

【把握の方法】

食料需給表(大臣官房食料安全保障課)により把握。

【達成度合の判定方法】

達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%)

A'ランク: 150 %超、Aランク: 90 %以上 150 %以下、Bランク: 50 %以上 90 %未満、Cランク: 50 %未満

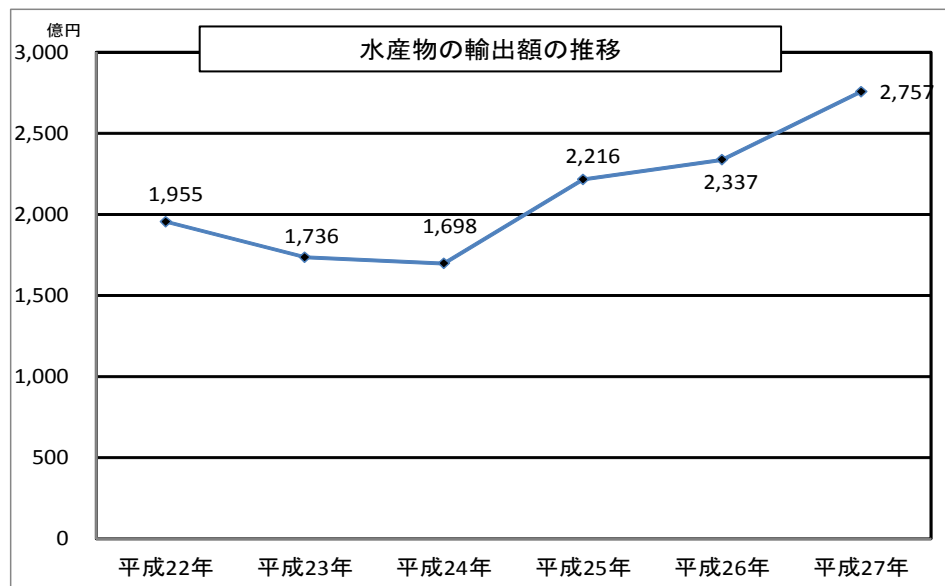
(イ) 水産物の輸出額

【測定指標の選定理由】

「改訂版農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 26 年 6 月 24 日改訂農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、2020 年までに国産水産物輸出額を 3,500 億円に倍増させることを目標としていることを踏まえ、「水産物の輸出額」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

改訂版農林水産業・地域の活力創造プランで設定されている目標(2020 年までに国産水産物輸出額を 3,500 億円に倍増)並びに、農林水産省が設定した中間目標(2016 年に 2,600 億円)及び 2012 年から 2016 年までの年間増加率(年 11.2 %)を用いて設定した。



(水産庁作成)

【把握の方法】

「貿易統計」(財務省)

【達成度合の判定方法】

達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%)

A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満

目標②
漁港における品質・衛生
管理対策の推進

(ア) 高度な衛生管理対策(注4)の下で出荷される水産物の割合

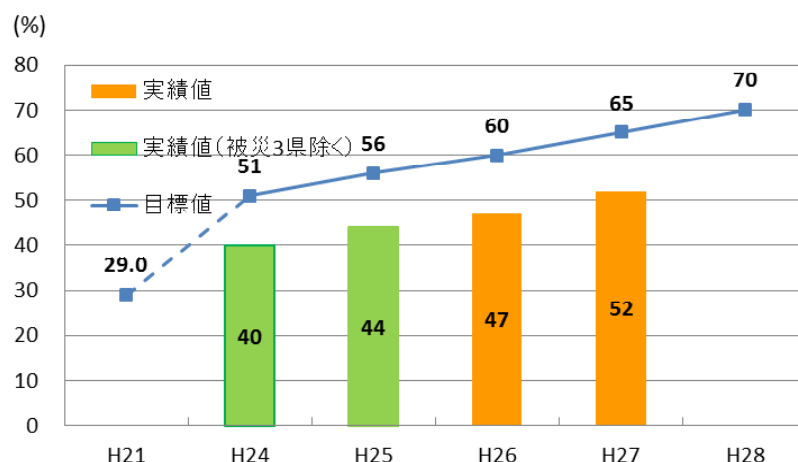
【測定指標の選定理由】

安全な水産物の安定供給のためには、水産物の生産から流通・加工に至る一貫した供給システムの中で、品質の確保や衛生管理の高度化等集出荷体制の改善を図り、産地における国際競争力を高めていくことが必要であることから、「高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合」を指標としている。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

国際競争力の強化と消費者に信頼される産地づくりのため、事業実施主体からの実施要望を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港(注5)において、鮮度保持対策や衛生管理対策等に重点的に取り組むことにより、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、29%(平成21年度)から、28年度を目処に、概ね70%に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値は、28年度の目標値(概ね70%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。

高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合



		(水産庁作成)
		※1 24年度及び25年度実績値に被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)は含まれない。
		【把握の方法】 都道府県を通じ、漁港内の集出荷ラインごとに、当該年度の整備を通じて別に定める衛生管理基準を満足する取り扱いが実施された水産物量を、前年度の取扱実績値を用いて算定
		【達成度合の判定方法】 達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1 漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備長期計画とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定に基づき、5年を一期として閣議決定しているもの。計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定している。
注2 社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注3 水産業・漁村の多面的機能	水産業及び漁村の有する水産物を供給するという本来的機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成などがある。
注4 高度な衛生管理対策	水産物の高度な衛生管理とは、陸揚げから流通・加工の一連の処理過程で、細菌等の混入を防ぐなどの管理の徹底を図ること。具体的には、漁港における衛生管理基準に基づき、清浄海水導入施設の整備による陸揚げ処理水等の管理、排水処理施設の整備による港内水質管理、排水の滞留防止、鳥獣侵入防止施設など荷捌所における危害侵入防止、異物混入防止、屋外作業時の風雨等による危害侵入防止等の徹底を図り、その達成状況は、都道府県知事等の漁港管理者が判断する。
注5 流通拠点となる漁港	全国の約2,900漁港のうち、市場を有し、水産物流通の拠点となる漁港(第2次漁港漁場整備長期計画で概ね150地区を整備。)